

**『最新 東南アジア・インドの労働法務』**  
**補足・追記**

本書におきまして、以下のとおり補足・追記をいたします。

中央経済社

該当箇所	補足・追記
P272 上から 12 行目 「なお、失業手当についても、退職手当と同様に、失業保険に加入している期間分は、失業保険から給付がなされることになるため、当該期間が算定期間から控除される関係で、失業手当が支給される事例は実際には多くないと考えられる。	2021 年 2 月 1 日に施行された Decree No.145/2020/ND-CP 第 8 条 2 項において、「労働者が使用者のために満 12 か月以上常時働いたが、この条第 3 項の規定する失業手当計算のための期間が 24 か月未満の場合、使用者はその労働者に少なくとも 2 か月分の賃金による失業手当を支払う責任を負う」という規定が追加された。このため、失業手当については、退職手当とは異なり、12 か月以上勤務した労働者に対しては、2 か月分の賃金による失業手当を支払わなければならない点に留意が必要である。
P96 図表Ⅱ－4	最低賃金が①324 バーツの県としてプラチンブリー，②330 バーツの県としてチャチユンサオ，③335 バーツの県としてラヨーンを追加。